# 令和８年度（２０２６年度）「阿蘇の文化的景観」保存調査報告書編集等支援業務基本仕様書

## Ⅰ　業務概要

１　業務の名称

令和８年度（２０２６年度）「阿蘇の文化的景観」保存調査報告書編集等支援業務

２　実施目的

本業務は、「阿蘇の文化的景観」の重要文化的景観（文化財保護法第 134 条）の追加選定申出を行うに当たり、保存調査報告書の内容に関する提案を行うとともに、編集等に関する支援業務を実施するものである。

３　業務期間

契約締結日から令和９年（２０２７年）３月１９日（金）までとする。

４　契約上限額

７，９０５，０００円（消費税及び地方消費税を含む）

４　業務範囲

阿蘇郡市７市町村（阿蘇市・南小国町・小国町・産山村・高森町・西原村・南阿蘇村）

ただし、保存調査報告書第２章以降の対象範囲は３～８地域の予定。委託者から指示する。

５　成果品

以下（１）～（５）を令和９年（２０２７年）３月１９日（金）までに熊本県阿蘇草原再生・世界遺産推進課世界遺産推進第二班（阿蘇地域振興局内）に提出する。

（１）　業務報告書（業務の概要を示したもの）A4 判（カラー）
・・・・・フラットファイル製本３部

（２）　上記アのデジタルデータ一式（Word 又は Excel、及び PDF）
・・・・・CD 又は DVD 所収３枚

（３）　「阿蘇の文化的景観」保存調査報告書のデジタルデータ一式（Adobe In Design 及び PDF）
・・・・・CD 又は DVD 所収３枚

（４）　上記（４）及び（５）で作成・編集した地図・図版データ（Adobe Illustrator 又は CAD ソフトで作成したもの）
・・・・・CD 又は DVD 所収３枚

## Ⅱ　業務内容

重要文化的景観の追加選定申出を行うために必要な保存調査報告書の内容に関する提案、報告書編集を実施する委託業務である。

1　基本的な考え方

文化的景観保護ハンドブック（文化庁文化財部記念物課平成２７年発行）に基づく保存調査の３つの観点から文化的景観の構成要素を把握する。

①自然（地形・地質、気候・気象、水系・水利、生物相、自然災害等）

②歴史（文献、地図・絵図、写真・音声記録・映像、民話・民間伝承等）

③生活又は生業（生活又は生業の空間、伝統行事・信仰、地域の特性を生かした産業、地域社会、他地域との関わり、土地利用）

2　業務の内容

（１）保存調査報告書作成支援

ア　提案

イ　空中写真の撮影

ウ　保存調査報告書の執筆（依頼原稿を含む）・図版の新規作成

エ　掲載内容の現地確認

（２）保存調査報告書編集支援

ア　版組

イ　図面加工（トレース）

ウ　図版・表・写真一覧の整理

【詳細】

（１）保存調査報告書作成支援

・本業務では、令和２～５年度に実施した保存調査及び令和６～８年度に作成した図版を使用し、「阿蘇の文化的景観」における、景観構造の分析、土地利用の変遷、本質的価値の再検討を行う。

・その内容を踏まえ、保存調査報告書の本文を執筆し、委託者に提案を行う。

ア　提案

・地域ごとの景観の特性を検証・総合化した上で、「阿蘇の文化的景観」における、景観構造の分析、土地利用の変遷、本質的価値の再検討の結果を提案する。提案に当たっては、Microsoft PowerPoint やMicrosoft Word 等の資料作成ツールを使用すること。

・併せて、Adobe　InDesign 等を使用し、PDF で出力し、提案すること。

・提案は、契約期間のうち１回以上実施し、対象地域全てを提案する。

・提案にあたっては、令和２年度～８年度に委託者が作成したGIS データ、調査カードを用いること（業務委託成果品も含む）。

・提案内容は、委託者と協議し、承認を得た上で、（２）の業務において反映させる。

イ　空中写真の撮影

・53 景観単位のうち、必要箇所の景観構造を俯瞰する空中写真を撮影する。

・撮影箇所及び撮影地点の位置情報は、令和２年度～８年度に委託者が撮影したGISデータを用いること。

ウ　保存調査報告書の執筆・図版の新規作成

・ア、イの業務での作成物を基に、平成２７年３月文化庁文化財部記念物課発行『文化的景観保護ハンドブック』を参考に、保存調査報告書の本文執筆を行う。
・執筆内容を補足するために、Adobe Illustratorによる図版の作成を行う。
・文章の執筆にあたっては、委託者作成の原稿を参考に執筆を行うこと。

エ　掲載内容の現地確認

・ア、ウの業務での作成物を基に、報告書の掲載内容の現地確認を実施する。
・現地確認の対象地域は、委託者が指定する。
・現地確認は、１地域あたり１回以上実施する。

オ　その他保存調査報告書執筆上必要と認められる確認事項

・上記以外の業務の提案（必須ではない）

（２）保存調査報告書編集支援

・平成２７年３月文化庁文化財部記念物課発行『文化的景観保護ハンドブック』を参考に、委託者の指示に従い、本文と図版（地図・図面、表、カラー写真等）の編集を行う。
・委託者の所有する令和７年度「阿蘇の文化的景観」保存調査報告書編集等支援業務の成果物（「阿蘇の文化的景観」保存調査報告書のデジタルデータ一式（Adobe In Design及びPDF、左記の編集で作成した地図・図版データ（Adobe Illustrator又はCADソフトで作成したもの））を基本とする。
・地図については、委託者が別途地図作成業務の委託を行っている業者を通じて提供を行う。
・今回の業務で作成する冊子名は、『「阿蘇の文化的景観」保存活用報告書Ⅲ：令和２～５年度調査（仮称)』とする。
・印刷製本は行わない。

ア　版組

・主に令和２～５年度に実施した保存調査及び令和６～８年度にかけて作成した図版の追加修正を行うとともに、本文と図版（地図・図面、表、カラー写真等）の編集を行う。
・編集に際しては、Adobe InDesignを使用すること。

イ　図面加工（トレース）

・カラー写真・地図・図版については、Adobe Illustrator又はCADソフトによる加工を求める場合がある。地図の一部については、業者の作成した地図をもとにトレース加工

を必要とする。加工内容は、委託者の指示に従うこと。

ウ　図版・表・写真一覧の整理

・カラー写真・地図・図版編集については、委託者が提供するデータを Adobe　InDesign を用いキャプション、図版番号の整理を行うこと。

3　打合せ等

業務着手時及び成果品納品時に熊本県阿蘇草原再生・世界遺産推進課世界遺産推進第二班（阿蘇地域振興局内）で打合せを行う。打合せ時の内容は「打合せ記録」として記録し、業務報告書に添付すること。上記以外に必要に応じ、電話及び電子メール等により、適宜打合せを行う。

なお、契約期間中に、委託者が開催する予定である阿蘇の文化的景観マネジメント委員らとの会議等に出席し、その内容を踏まえて業務を遂行すること。

4　業務報告書の作成

受託者が実施した業務概要を記すこととし、打合せ記録及び業務概要を示すための資料を添付し、令和９年（２０２７年）３月１９日（金）までに熊本県阿蘇草原再生・世界遺産推進課世界遺産推進第二班（阿蘇地域振興局内）に提出することとする。

5　保存調査報告書規格

（1）総頁数　　３９２頁
（表紙～目次 26 頁＋第 1 章 84 頁＋第２章 246 頁＋第３章 13 頁＋巻末カラー１６頁＋奥付～裏表紙 6 頁）

（2）本文頁数　　３４３頁

（3）図（地図除く）　３枚（トレース要）（景観構造断面図等）

（4）地図　　１８枚（トレース要）（３枚＋５枚/１地域×３地域）

（5）写真　　１１４枚＋α（第１章 98 枚＋巻末カラー16 枚＋第 2 章使用写真）

（6）表　　１２点

※編集状況に応じ、増減する可能性がある。

## Ⅲ　その他

1　業務体制

文化的景観に関する専門的な知見をもとに執筆内容の編集作業が必要であることから、歴史事象の事実関係が確認できる専門家が配置されており、業務を十分に履行できる体制とする。

2　留意事項

（1）成果品に係る著作権は、委託者に帰属する。

（2）業務の実施及び疑義については、委託者への連絡を十分に行わなければならない。

（3）本業務で知り得た内容については、委託者の許可なく他に公表、転用及び貸与してはな

らない。

（４）業務委託契約にあたっては、契約書に「報告及び調査」に関する条項を設け、契約期間中、委託者がこの契約に関する報告又は調査の必要があると認める場合、それに応じていただく必要が生じるので、承知願う。

（５）災害や感染症等の不測の事態による影響で、調査の実施が困難であると判断される場合は延期もしくは中止する。

（６）また、下記の条件が発生した場合は、委託者と協議の上、業務内容の見直しと契約内容の変更手続きを行う。

ア　災害や感染症等の不測の事態による影響で大幅な業務内容の変更を余儀なくされ、当該仕様書に記載されている仕様とは別の業務を行う場合。

イ　当該仕様書に関連した経費のうち、見積以外の経費が発生した場合。

ウ　社会情勢の変化等により、調査を開催できなかった場合。